

問 14：昼休み中に食事のため会社の外に出た際にケガをしたのですが、労災の適用になるのでしょうか。

**【回答】**

休憩時間については、労働者が自由に行動することが許されており、その間の個々の行為自体は労働者の私的行為といえます。

したがって、休憩時間中の災害については、それが事業場施設（又その管理）の状況（欠陥等）に起因することが証明されない限り、一般には、業務起因性は認められません。

ご質問の場合は、休憩時間中に食事のために外出してケガをしたということですから、私的行為であり、事業場施設外でもあるので労災とは認められないと考えられます。